

(保 143)

平成 23 年 9 月 22 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

D P C 対象病院におきましては、平成 22 年度診療報酬改定において調整係数の一部置き換えが行われ、機能評価係数Ⅱとして新たに 6 項目（①データ提出係数、②効率性係数、③複雑性係数、④カバー率係数、⑤地域医療係数、⑥救急医療係数）の係数が導入されたところでもあります。

このうち、「①データ提出係数」につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成 22 年厚生労働省告示第 98 号）第 4 号イにおいて、「調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた場合にあつては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」とすることとされており、翌々月に当該評価を 50%・1 ヶ月の間減じることとなります。

今般、平成 23 年 8 月 22 日に提出すべき、平成 23 年 7 月分の D P C データの提出が遅滞した 9 病院について、添付資料のとおり、平成 23 年 10 月のデータ提出係数を減じる旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて
(平 23. 9. 15 保医発 0915 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

事 務 連 絡

平成23年 9 月 1 5 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

D P C対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年8月22日に提出すべき、平成23年7月分のDPCデータの提出が遅滞したことから、平成23年10月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
医療法人 平成会 八戸平和病院 (青森県八戸市湊高台2-4-6)	0.0020	平成23年10月1日から 平成23年10月31日まで
岩手県立大船渡病院 (岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10-1)	0.0020	
岩手県立二戸病院 (岩手県二戸市堀野字大川原毛38-2)	0.0020	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院 (埼玉県久喜市小右衛門714-6)	0.0020	
平塚市民病院 (神奈川県平塚市南原1-19-1)	0.0020	
静岡徳洲会病院 (静岡県静岡市駿河区下川原南11-1)	0.0020	

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
医療法人社団 恵心会 京都武田病院 (京都府京都市下京区西七条南衣田町11)	0.0018	平成23年10月1日から 平成23年10月31日まで
東山武田病院 (京都府京都市東山区東大路通渋谷下ル妙法院前側町 447-1)	0.0020	
社会福祉法人恩賜財団済生会大阪府済生会野江病院 (大阪府大阪市城東区古市1-3-25)	0.0020	